

参議院議員の定数削減（平成13年以後に執行される参議院議員選挙について適用）

参議院議員の定数は、次のように252人から242人に削減されました。

改正前		改正後	
総定数	252人	総定数	242人
比例代表	100人	比例代表	96人
選挙区	152人	選挙区	146人

各選挙区では定数の半数ずつ改選され、平成13年、16年の2回の通常選挙の際に5人ずつ削減されます。

非拘束名簿式比例代表制の導入（平成13年執行の参議院議員通常選挙から適用）

投票

参議院の比例代表選挙では、投票用紙に、候補者名簿に記載された候補者の氏名を記載して投票します。ただし、候補者の氏名に代えて候補者名簿を届け出た政党等の名称・略称を記載して投票することもできます。

いままでは、	これからは、
政党名 を書いて投票しました。	候補者氏名又は政党名 を書いて投票します。

当選人

参議院の比例代表選挙では、候補者名簿を届け出た政党等の総得票数に比例して当選人の数を配分する方式（ドント式）により、各政党等の当選人の数が決まります。

また、各政党等の当選人は、政党等に与えられた当選人の数の中で、得票数の最も多い候補者から順に決まります。

候補者名簿を届け出た政党等の総得票数は、候補者名の得票数と政党名の得票数を合算したものとされます。

いままでは、	これからは、
各政党等の当選人の数の中で、候補者名簿に記載された順位により、当選人が決まりました。	各政党等の当選人の数の中で、得票数の最も多い候補者から順に、当選人が決まります。

選挙運動

参議院の比例代表選挙では、候補者名簿を届け出た政党等のほか、候補者も、自動車、通常葉書、ピラ、ポスター等により選挙運動を行うことができます。

いままでは、

候補者名簿を届け出た政党等のみが選挙運動を行うことができました。

これからは、

候補者名簿を届け出た政党等のほか、候補者が選挙運動を行うことができます。

連座制

参議院の比例代表選挙では、候補者個人のために行う選挙運動に連座制の適用があります。